

## 神戸大学大学院法学研究科・第2回説明会

(参加希望者は、要事前登録)

2024年11月25日(月) 9:30-11:00

於: ZOOMによるオンライン説明会

総合司会 簗原先生

### 1 大学院入試および教育の概要説明

藤村先生

### 2 特色ある教育プログラムの説明

#### (1) 海外協定大学との留学プログラムその他

・海外協定大学とのダブルディグリー・プログラムについて

藤村先生

[イギリス・エセックス大学(修士課程)]

(2) グローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law) について 川島先生

### 3 全体質疑応答

### 4 現役大学院生(法律系・政治系に分かれて)との交流セッション

### 5 教員との個別質疑応答(希望者のみ・要事前予約)

## ●大学院入試および教育の概要説明：

### 1. カリキュラムと修了要件について

- ・博士前期課程には以下の3つのプログラムが設置されています。

- ① 研究者養成プログラム
- ② 高度社会人養成プログラム
- ③ グローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law)

各プログラムによって、具体的に指導を受けられる専攻分野が異なりますので、募集要項を必ずご参照ください。

- ・修了に必要な在学期間は、プログラムを問わず2年間です。

\*必要な要件を充たした場合には、1年または1年半で修了することも可能です。

\*社会人学生の長期履修制度に関する詳細は、「長期履修制度について（留意事項）」を参照してください。

- ・前期課程を修了して修士号を得るためには、①履修科目から30単位の修得、②修士論文またはリサーチペーパーの執筆と口述試験の合格が必要です。

- ・履修科目には、(i) 演習、(ii) 特殊講義、(iii) 文献研究があります。提供される科目や履修が求められる単位数はプログラムによって異なります。

(i) 演習：指導教員による論文作成のために必要な法学・政治学の専門知識と研究手法を指導

(ii) 特殊講義

(iii) 文献研究

\*他のプログラムを対象とした授業についても、一定の要件のもとで履修可能です。

\*国際協力研究科など他研究科の講義も、一定要件の下で修了単位への算入が可能です。

- ・修士論文、リサーチペーパー

研究者養成プログラムでは修士論文の提出が求められます。他のプログラム生は、修士論文かリサーチペーパーのいずれかの提出が求められます。プログラムを問わず提出期限は1月（または7月）末です。

### 2. 博士後期課程への進学

博士後期課程に進学するためには、進学試験を受験し、合格することが必要です。後期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、高度専門法曹養成プログラムが設置されています。前期課程の高度社会人養成プログラムは、大学院入学時には後期課程への進学を予定していないことが原則ですが、前期課程で特に良い成績を収めた学生については後期課程への進学が認められることがあります。

### 3. 長期履修制度について

社会人学生を対象とした「長期履修制度」を導入しています。詳しくは、募集要項、「長期履修制度について（留意事項）」や下記 URL を参照してください。

<https://drive.google.com/file/d/1UKGmDKDp9d7vj5Zfy-oFTJ4TJd8gzWhX/view?usp=sharing>

## 最近の修士論文・リサーチペーパーの主なテーマ（過去例）

（\*必要に応じて、表題及び副題の表記を簡略または省略）

<https://drive.google.com/file/d/1QvFlnC1DFNBDMrQMyMNL2sHnlAorz0FT/view?usp=sharing>

## ●海外協定大学とのダブルディグリー・プログラムについて

ダブルディグリー・プログラムとは、本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修することにより、本研究科、海外協定大学それぞれからの学位（二つの学位）を取得するプログラムです。

神戸大学大学院法学研究科前期課程在学中に、次の海外協定大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できます。

### ■イギリス：エセックス大学政治学部（修士課程）

海外協定大学へ派遣する学生を毎年度4月中旬頃まで募集、6月上旬に本研究科からの派遣推薦を正式決定し、10月から留学することになります。留学期間中は、留学先指導教員及び本研究科指導教員と相談しながら研究を進めることとなります。なお、留学中は神戸大学へ授業料を納付する必要があります。

※留学先大学で取得できる学位、留学先大学の学費等はそれぞれの大学によって異なります。

## ●エセックス大学とのダブルディグリー・プログラム

法学研究科博士課程前期課程に在学中に、エセックス大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できます。エセックス大学で取得できる学位等は以下のとおりです。（最新の情報は必ず教務に確認のこと）

MA Political Science / MSc Political Science

MA Politics

MA Conflict Resolution / MSc Conflict Resolution

MA Global and Comparative Politics / MSc Global and Comparative Politics

MA Ideology and Discourse Analysis

MA International Relations / MSc International Relations

MA Political Economy / MSc Political Economy、

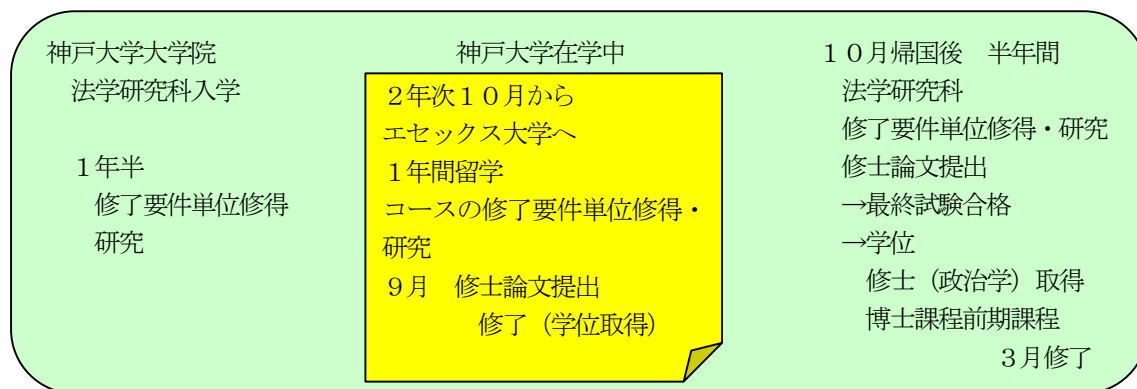
MA Political Theory

(MA: Master of Arts / MSc: Master of Science)

※エセックス大学ウェブサイトにより詳細を確認できます。（<https://www.essex.ac.uk/departments/government>）

留学にはエセックス大学が定める英語資格試験の基準を満たす必要があります。基準はエセックス大学の各コースによって異なりますが、ほとんどのコースが IELTS 6.5 またはこれと同等レベルの成績が必要です。各コースの詳細はウェブサイトにより確認できます。

◆ダブルディグリー・プログラムにより留学した場合 [3年在学期間] モデルケース



- ★神戸大学大学院在学期間2年でダブルディグリー・プログラムにより留学する場合、1年次10月からエセックス大学へ1年間留学・学位取得(2年次9月まで)、10月帰国後に半年間で単位修得、修士論文提出、3月で修了。  
→神戸大学在学期間実質1年間で30単位を修得(留学中修得単位認定は上限15単位まで)、修士論文を作成する。

以上

## 長期履修の申請等の手続きについて（留意事項）

### 1. 長期履修制度について

この制度は、本研究科高度社会人養成プログラム入学者で、職業を有している等の事情により、2年間で修了に必要な単位を修得し修了することが困難な者が、入学時に計画的に2年を超えて単位を修得し修了することを申請し認められた場合、2年間の授業料で2年を超えて在学できる制度です。

### 2. 「職業を有している等の事情」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な場合です。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事，育児，介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

### 3. 長期履修を希望する場合の申請手続きについて

#### (1) 申請手続きの時期等

- ① 長期履修を希望する学生は、**2024年3月8日**までに、後期から希望する場合は**2024年8月2日**までに長期履修申請書を、指導教員（指導教員が未定の場合にあっては、大学院教務委員長とします。）を経由して研究科長に提出してください。

なお、長期履修申請書提出時に「職業を有している等の事情」を確認できる書面を添付してください。例えば、「勤務先の在職証明書」，「健康保険証の写し」，「母子手帳の写し」などでも差し支えありません。

- ② 在學生は、長期履修申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたててください。
- ③ 長期履修の申請については、教授会が、申請の内容について審査のうえ、長期履修を許可するかどうかを決定します。

(2) 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

- ① 原則として、長期履修を許可された期間の変更はできませんが、真にやむを得ない事情により、許可された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書を、指導教員を経て研究科長に提出してください。

長期履修期間の延長を申請する場合にあっても、神戸大学大学院法学研究科長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意してください。

- ② 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ作成してください。
- ③ 長期履修期間変更の申請については、教授会が、申請の内容について審査のうえ、長期履修を許可するかどうかを決定します。

4. 納付すべき授業料の額について

- (1) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とします。（参考：神戸大学教学規則第84条）
- (2) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、(1)により算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とします。
- (3) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、(1)により定められる新たな授業料の額は、翌年度から適用することになります。
- (4) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には、短縮後の期間に応じて(1)により算出した授業料の年額に、当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこととなります。
- (5) 授業料の年額の算出についての詳細は教務グループに照会してください。

5. その他の長期履修制度について不明な点があるときは、教務グループに照会してください。

以上